

説明資料

「屋外広告物の規制見直し」に関する意見への対応について

◎趣 旨

「屋外広告物の規制見直し」に係るパブリックコメントを実施したことから、その意見への対応等について諮るもの

1 パブリックコメントについて 別紙1・別紙2

(1) 意見の募集期間 令和3年2月1日（月）～3月1日（月）

(2) 意見の応募者数 1名（男性 1名，女性 0名）

意見数 1件

(3) 意見の処理状況

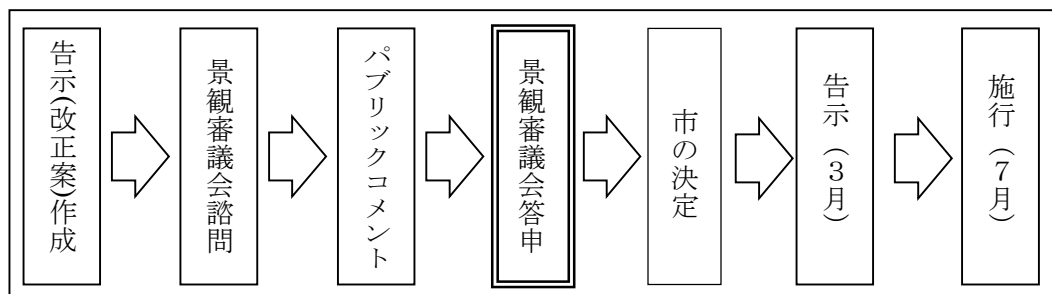
区分	処理区分	件数
A	意見の趣旨等を反映し、見直しに盛り込むもの	0件
B	意見の趣旨等は、見直しに盛り込み済みと考えるもの	0件
C	見直しの参考とするもの	0件
D	見直しに盛り込まないもの	1件
E	その他，要望・意見等	0件
計		1件

No.	区分	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	D	<p>今回の禁止地域の対象区域は、LR T沿線の「両側500m」となっているが、一般的な事業者や広告業者が野立広告物等の設置を検討する場合には、沿線の隣接地または近接地が想定され、500m先までの設置は、費用や効果の観点から考えられない。</p> <p>掲出が想定されない場所への規制は、土地の所有者や使用者にとってメリットがなく、権利を阻害するだけの過剰なものであることから、対象区域を再考して沿線の「両側100m」以下に縮小すべきである。</p>	<p>対象区域につきましては、現在の良好な眺望景観を保全するため、道路から展望できる範囲として、500mを設定しております。</p> <p>この範囲につきましては、現在の許可基準（第1種許可地域）において掲出が想定される野立広告板（1基の最大面積：10㎡）の視認性を考慮するとともに、国の屋外広告物条例ガイドラインや、県内・市内における他の禁止地域との整合を図っているところであります。</p>

2 今後の予定

令和3年 3月 禁止地域指定の告示
7月 施行

市道 6413 号線供用開始後 指定条項の変更告示 別紙3



宇都宮市告示第 号

屋外広告物表示等禁止地域等の指定（平成20年告示第312号）の一部を次のように改正し、令和〇年〇月〇日から適用する。

令和〇年〇月〇日

宇都宮市長 佐藤 栄一

第3第1項第5号の次に次の1号を加える。

(6) 市道1436号線のうち、市道1435号線との交差点から市道1491号線との交差点に達するまでの道路

第6を第7とし、第5を第6とし、第4の次に次のように加える。

第5 条例第3条第1項第15号の規定による市長の指定する区域

1 供用開始前の次の道路から展望することができる範囲内の地域とする。ただし、家屋連続区域を除く。

(1) 市道6413号線のうち、右岸幹線水路との交差部から市道1436号線との交差点に達するまでの道路

屋外広告物表示等禁止地域等の指定（改正素案）

平成 8 年 4 月 1 日
告示第 1 5 6 号

改正 平成 1 9 年 3 月 3 1 日（平成 1 9 年宇都宮市告示第 1 3 5 号）
平成 2 0 年 7 月 1 日（平成 2 0 年宇都宮市告示第 3 1 2 号）
令和〇〇年〇〇月〇〇日（令和〇〇年宇都宮市告示第〇〇〇号）

宇都宮市屋外広告物条例（平成 8 年宇都宮市条例第 4 9 号。以下「条例」という。）
第 3 条及び第 5 条の規定による市長の指定する区間，区域，物件及び場所を次のとおりとし，条例第 1 2 条の規定により告示する。

第 1 条例第 3 条第 1 項第 1 号の規定による市長の指定する区域

- 第 1 種低層住居専用地域，第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域のうち，次の地域以外とする。
 - 上戸祭町，中戸祭町，戸祭台，戸祭町，長岡町，富士見が丘 1 丁目，富士見が丘 2 丁目，富士見が丘 3 丁目，富士見が丘 4 丁目，山本 1 丁目，山本 2 丁目，山本 3 丁目，山本町，八幡台及び上大曾町の各区域の第 1 種低層住居専用地域
 - 市道 8 0 0 号線以西の鶴田町及び砥上町の各区域の第 1 種低層住居専用地域
 - 市道 1 0 2 0 号線以南の緑 1 丁目，緑 2 丁目，緑 3 丁目，緑 4 丁目，緑 5 丁目，江曾島 5 丁目，今宮 1 丁目，今宮 2 丁目，今宮 3 丁目，今宮 4 丁目，西川田 1 丁目及び西川田 3 丁目の第 2 種中高層住居専用地域

第 2 条例第 3 条第 1 項第 8 号の規定による市長の指定する区間

- 高速自動車国道東北縦貫自動車道のうち，飯田町地内鹿沼市境から上小倉町地内さくら市境に達するまでの道路
- 高速自動車国道北関東自動車道のうち，茂原町地内下野市境から砂田町地内上三川町境に達するまでの道路
- 県道宇都宮向田線のうち，起点から塙田 1 丁目 1 番 2 0 号地先県庁正門前交差点に達するまでの区間及び昭和 1 丁目 1 番 2 1 号地先交差点から塙田 1 丁目 1 番 2 0 号地先県庁正門前交差点を經由し塙田 1 丁目 3 番 1 9 号地先交差点に達するまでの区間
- 一般国道 1 1 9 号のうち，徳次郎町 3 8 7 6 番地 4 地先から石那田町地内日光市境に達するまでの道路
- 一般国道 1 1 9 号のうち，県道宇都宮・亀和田・栃木線との交差点から上小池町地内日光市境に達するまでの道路

第 3 条例第 3 条第 1 項第 9 号の規定による市長の指定する区域

1 道路から展望することができる地域で、市長の指定する区域は、次の道路から展望することができる範囲内の地域とする。ただし、家屋連続区域（家屋が30戸以上連続して存在する区域をいう。以下同じ。）を除く。

- (1) 高速自動車国道東北縦貫自動車道のうち、飯田町地内鹿沼市境から上小倉町地内さくら市境に達するまでの道路
- (2) 高速自動車国道北関東自動車道のうち、茂原町地内下野市境から砂田町地内上三川町境に達するまでの道路
- (3) 一般国道119号のうち、徳次郎町3876番地4地先から石那田町地内日光市境に達するまでの道路
- (4) 一般国道119号のうち、市道1129号線との交差点から上小池町地内日光市境に達するまでの道路
- (5) 一般国道121号のうち、一般国道4号との交差点から県道宇都宮栃木線との交差点に達するまでの道路
- (6) 市道1436号線のうち、市道1435号線との交差点から市道1491号線との交差点に達するまでの道路

第4 条例第3条第1項第11号の規定による市長の指定する区域

1 公共用広場の区域

- (1) 東日本旅客鉄道宇都宮駅西口駅前広場の区域
- (2) 東日本旅客鉄道宇都宮駅東口駅前広場の区域

第5 条例第3条第1項第15号の規定による市長の指定する区域

1 供用開始前の次の道路から展望することができる範囲内の地域とする。ただし、家屋連続区域を除く。

- (1) 市道6413号線のうち、右岸幹線水路との交差点から市道1436号線との交差点に達するまでの道路

第6 条例第3条第2項第6号の規定による市長の指定する物件

1 電柱、街灯柱、その他電柱の類のうち第2及び第3に掲げる道路及びその路傍にあるもの

第7 条例第5条第1項の規定による市長の指定する場所

1 日光街道地区

- 一般国道119号のうち、県道宇都宮・亀和田・栃木線との交差点から上小池町地内日光市境に達するまでの道路

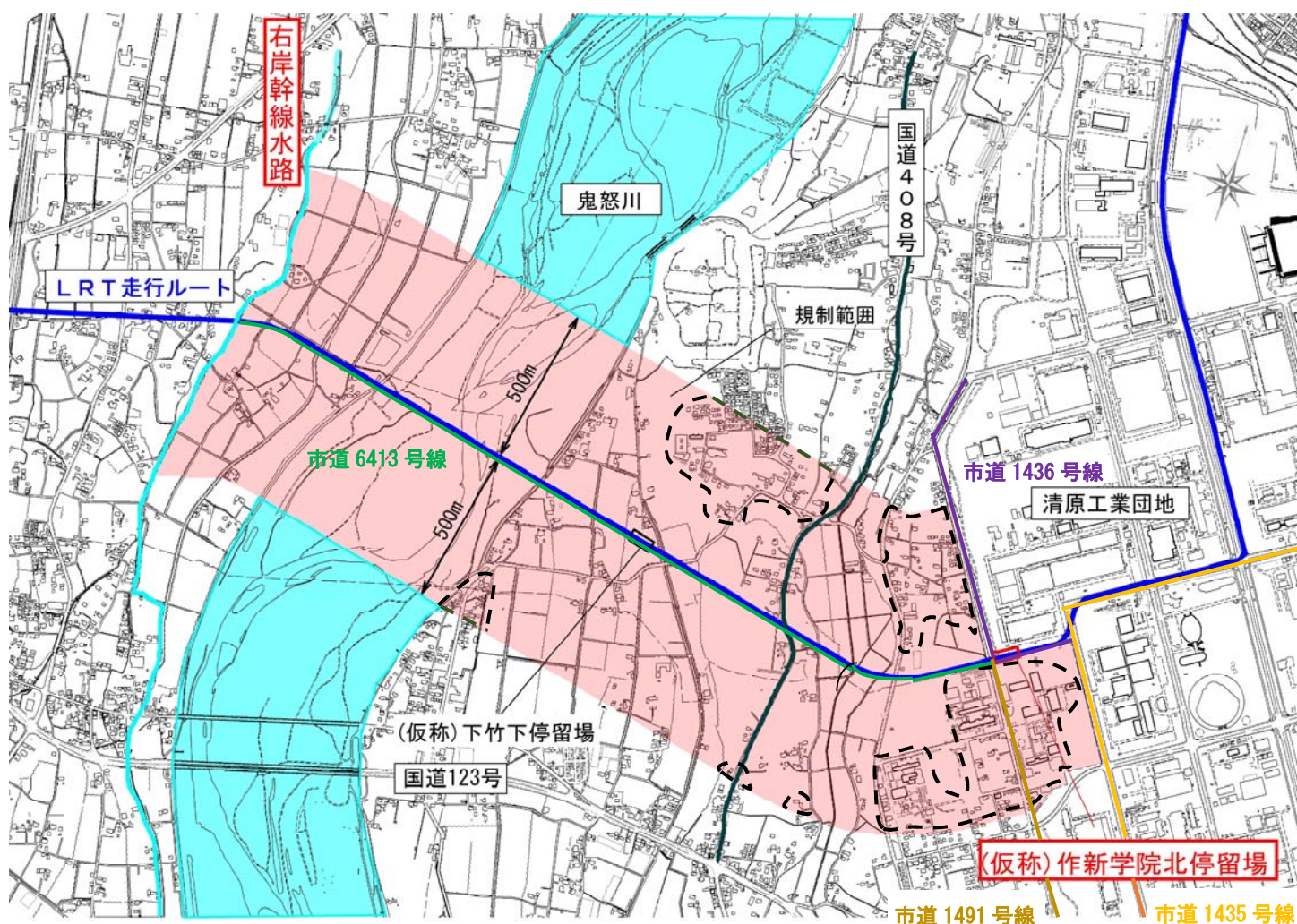
屋外広告物の規制見直し概要

LRT沿線の中でも、特に、宇都宮を印象付ける雄大な自然景観を望める鬼怒川周辺のエリアについて、新たな野立広告物等の掲出を防止し、遠く広がりのある眺望や今ある田園風景の保全に取り組みます。

概要について


○ 対象区域

右岸幹線水路から（仮称）作新学院北停留場付近までのLRTの走行ルートから展望できる区域（両側500mの範囲）です。




 の区域：禁止地域に指定します。

⇒ 詳細は2頁の①をご覧ください。

 の区域：現在の基準で掲出できるところもあります。⇒ 詳細は3頁の②をご覧ください。

① 見直しの内容について

対象区域を現在の「第1種許可地域」から「禁止地域」へ見直します。
 具体的な見直しの内容については、以下のとおりとなります。

地域種別 種類	現行	見直し案
	第1種許可地域	禁止地域
自家用広告物 (営業所や店舗の敷地内に掲出する広告物)	掲出可 ※敷地内掲出面積の上限： <u>なし</u> ※広告種類に応じた規制有り。 敷地内広告板 ⇒ 高さ6m以下 面積合計20㎡以内 壁面広告物 ⇒ 表示面積合計20㎡以内など	掲出可 ※敷地内掲出面積の上限： <u>30㎡以内</u> ※広告種類に応じた規制有り。 敷地内広告板 ⇒ 高さ6m以下 表示面積合計20㎡以内 壁面広告物 ⇒ 表示面積合計20㎡以内など
自家用広告物以外 (野立広告物等)	掲出可 ※広告種類に応じた規制有り。 野立広告板 ⇒ 高さ3m以下, 表示面積10㎡以下など	原則禁止  野立広告物

※ 下線箇所が今回の変更点です。

○ 掲出が可能な広告物



自家用広告物
(敷地内の表示面積30㎡以内)



小規模な案内誘導看板等



公共的目的で設置するもの

この他にも掲出が可能な広告物があります。

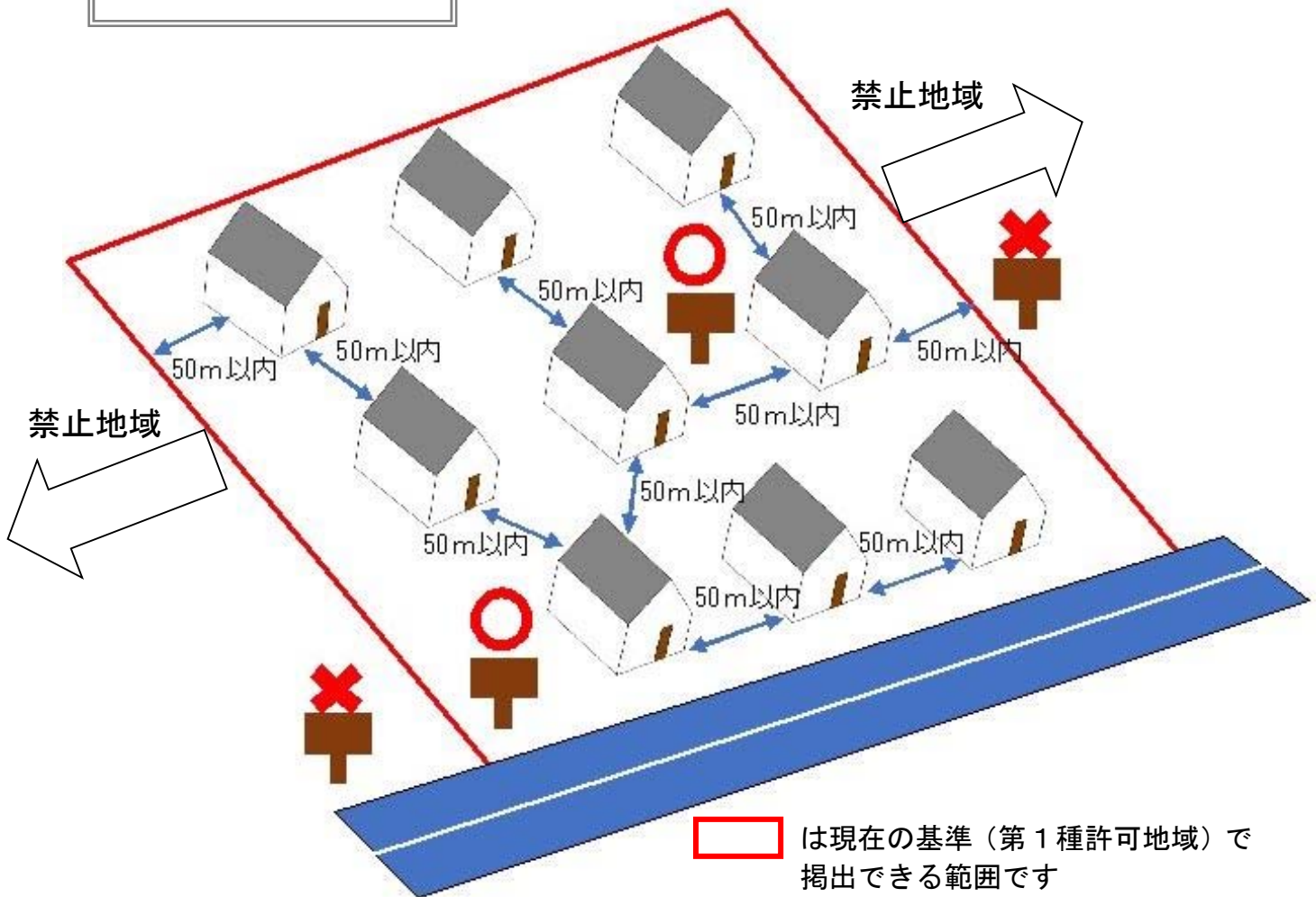
- ・冠婚葬祭等のため一時的に会場内に表示するもの
- ・講演会、展覧会等のため一時的に会場内に表示するもの
 など

② 現在の基準で掲出できる場所もあります。

家屋連続区域（家屋間の距離が50m以内の間隔で30戸以上連続している区域）については、現在の基準（第1種許可地域）で広告物の掲出ができます。

※ 家屋の建築や解体によって、区域の範囲が変わることもあります。

家屋連続区域のイメージ図



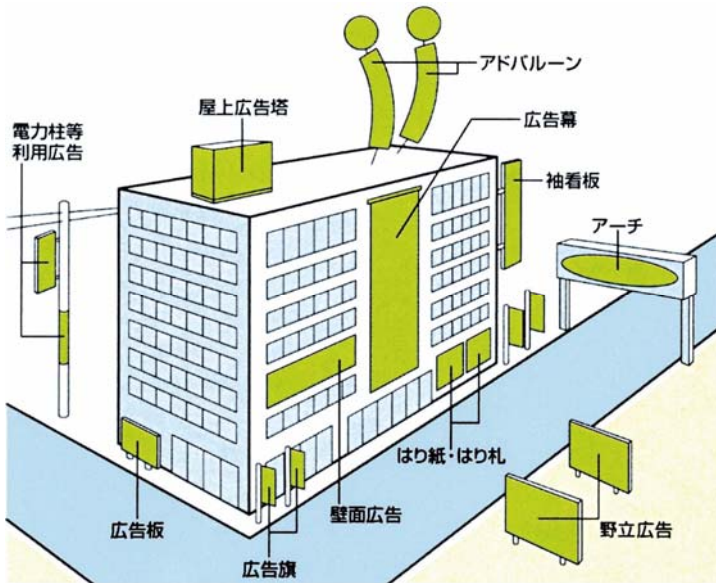
③ 現在掲出されている広告物の取り扱いについて

現在、既に許可を受けて掲出されている広告物については、禁止地域が指定された日から3年間は、引き続き設置しておくことができます。

屋外広告物とは

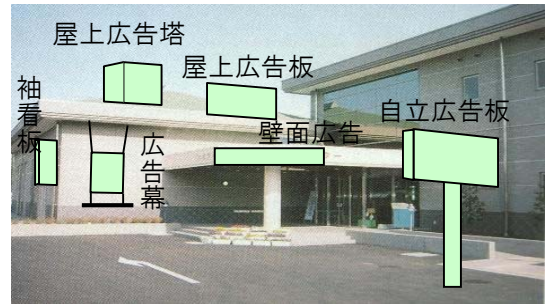
みなさんの身のまわりにある、ポスターや看板など、屋外に表示されているものがいわゆる屋外広告物です。常時又は一定期間継続して、公衆に表示されるものであれば、営利目的でなくても屋外広告物になります。

● 屋外広告物の種類



自家用広告物

営業所や店舗の敷地内に掲出する広告物



同じ敷地内に掲出したすべての広告物の表示面積の合計が、15㎡を超えるときは許可申請が必要になります。

自家用広告物以外

営業所や店舗の敷地以外に掲出する広告物
野立広告物等



自家用広告物以外の広告物は、表示面積に関わらず、許可申請が必要になります。

屋外広告物に該当しないもの

- ・ 街頭で配られているビラ
- ・ 音響の広告
- ・ 窓の内側から外に向けて表示された広告物

屋外広告物表示等禁止地域等の指定（改正案）

平成 8 年 4 月 1 日
告示第 156 号

改正 平成 19 年 3 月 31 日（平成 19 年宇都宮市告示第 135 号）
平成 20 年 7 月 1 日（平成 20 年宇都宮市告示第 312 号）
令和 年 月 日（令和 年宇都宮市告示第 号）

宇都宮市屋外広告物条例（平成 8 年宇都宮市条例第 49 号。以下「条例」という。）
第 3 条及び第 5 条の規定による市長の指定する区間、区域、物件及び場所を次のとおりとし、条例第 12 条の規定により告示する。

第 1～第 2 （略）

第 3 条例第 3 条第 1 項第 9 号の規定による市長の指定する区域

1 道路から展望することができる地域で、市長の指定する区域は、次の道路から展望することができる範囲内の地域とする。ただし、家屋連続区域（家屋が 30 戸以上連続して存在する区域をいう。以下同じ。）を除く。

- (1) 高速自動車国道東北縦貫自動車道のうち、飯田町地内鹿沼市境から上小倉町地内さくら市境に達するまでの道路
- (2) 高速自動車国道北関東自動車道のうち、茂原町地内下野市境から砂田町地内上三川町境に達するまでの道路
- (3) 一般国道 119 号のうち、徳次郎町 3876 番地 4 地先から石那田町地内日光市境に達するまでの道路
- (4) 一般国道 119 号のうち、市道 1129 号線との交差点から上小池町地内日光市境に達するまでの道路
- (5) 一般国道 121 号のうち、一般国道 4 号との交差点から県道宇都宮栃木線との交差点に達するまでの道路

【追加】（区間①）

- (6) 市道 1436 号線のうち、市道 1435 号線との交差点から市道 1491 号線との交差点に達するまでの道路

第 4 （略）

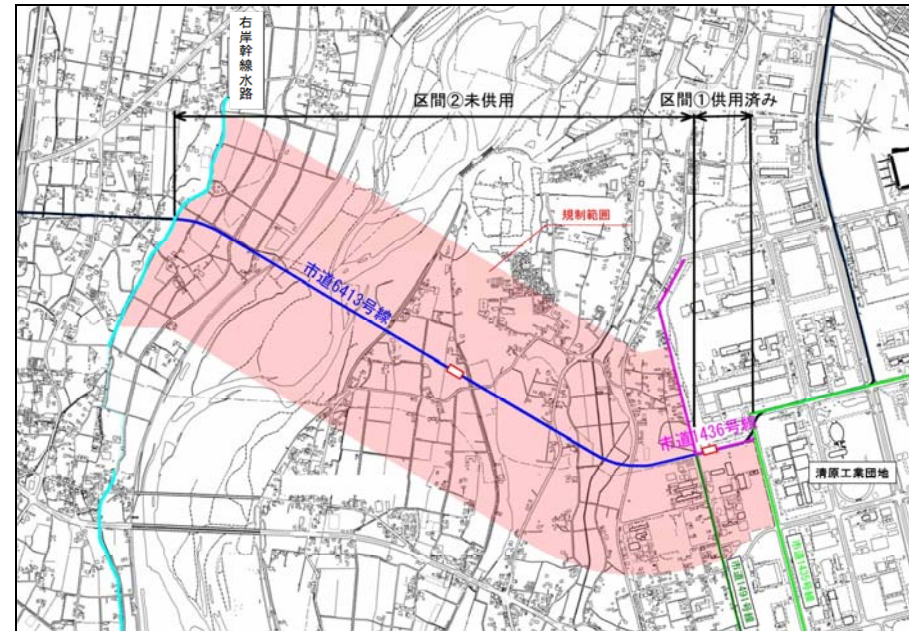
【第 4 の次に追加】（区間②）

第 5 条例第 3 条第 1 項第 15 号の規定による市長の指定する区域

1 供用開始前の次の道路から展望することができる範囲内の地域とする。ただし、家屋連続区域を除く。

- (1) 市道 6413 号線のうち、右岸幹線水路との交差部から市道 1436 号線との交差点に達するまでの道路

第 6～第 7 （略）



区間②の供用開始後 変更案

第 3 条例第 3 条第 1 項第 9 号の規定による市長の指定する区域

1 道路から展望することができる地域で、市長の指定する区域は、次の道路から展望することができる範囲内の地域とする。ただし、家屋連続区域（家屋が 30 戸以上連続して存在する区域をいう。以下同じ。）を除く。

- (1)～(4) 略
- (5) 一般国道 121 号のうち、一般国道 4 号との交差点から県道宇都宮栃木線との交差点に達するまでの道路

【区間①】

- (6) 市道 1436 号線のうち、市道 1435 号線との交差点から市道 1491 号線との交差点に達するまでの道路

【指定条項の変更】（区間②）

- (7) 市道 6413 号線のうち、右岸幹線水路との交差部から市道 1436 号線との交差点に達するまでの道路

第 4～第 6 （略）